

令和２年度第４回東郷町国民健康保険運営協議会 会議録

1 日時

令和３年２月３日(水)午後１時３０分から午後２時４０分まで

2 場所

東郷町役場３階 政策審議会室

3 出席委員（敬称略）

被保険者代表・・・・・・・・・・３名（石川儀金、磯村義邦、近藤公夫）

保険医又は薬剤師代表・・・・２名（麦 雅好、柘植まち子）

公益代表・・・・・・・・・・２名（杉原辰幸、小島通範）

4 欠席委員（敬称略）

２名（桃沢 泰、松野一彦）

5 会議事件のため出席する者

福祉部長、保険医療課長、同課課長補佐、国保年金係長

6 傍聴者

２名

7 議事録署名委員

石川儀金、磯村義邦

8 会議内容

(1) あいさつ

(2) 議題

ア 東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

イ 令和３年度東郷町国民健康保険特別会計歳入歳出予算（案）について

(3) その他

東郷町国民健康保険税条例の一部改正について

令和２年度第４回東郷町国民健康保険運営協議会 進行表

事務局	出席委員の数は７名で、東郷町国民健康保険運営協議会規則第６条に規定する定足数に達しております。 桃沢委員と松野委員からは、欠席のご連絡をいただいております。 それでは、会議次第に沿って進行させていただきます。 会議の開催にあたり、杉原会長からご挨拶をお願いします。
会長	あいさつ
町長	あいさつ
事務局	ここで、町長は他の公務がございますので、退席させていただきます。（町長退席する）
事務局	本日の会議でございますが、『東郷町附属機関等の設置等に関する要綱』に基づき、会議を公開としております。 本日は、２名の方が傍聴を希望されております。（傍聴者入室する）
事務局	傍聴者の方につきましては、『傍聴に関する要領』に基づき、写真撮影や録画等ができません。また、携帯電話の電源はお切りいただくなど傍聴者の遵守事項を守り、会議開催中における会場の秩序維持にご協力をお願いします。 また、会議資料につきましては、議題終了後、ご退室いただく際にご返却いただきます。 それでは、議事進行につきまして、杉原会長よろしくをお願いします。
会長	まず、本日の議事録署名者を指名させていただきます。 石川儀金委員と磯村 義邦委員にお願いします。 では、会議次第に沿って進めさせていただきます。 「東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」事務局から説明をお願いします。
事務局	（資料に基づき説明）【資料１】
会長	ただいま、事務局から議題(1)につきまして説明がありましたが、ご質問がある方は、挙手をお願いします。

委員	(質問) 改正理由は国民健康保険税率を愛知県から出ている標準保険税率に合わせるものですか。
事務局	(回答) 改正理由は、東郷町が愛知県から示された標準保険税率に合わせるため、毎年見直すものであります。
委員	(質問) 令和元年5月末の滞納世帯で、500万円を超える所得は4世帯、33万円に満たない所得は、118世帯と聞きましたが、直近のデータはどうですか。滞納世帯の人数、割合、所得に対する割合、国保税に係る差し押さえの件数を教えてください。
事務局	(回答) 令和2年6月の滞納世帯は、4,717世帯中380世帯で、割合は8.1%です。平成31年度の国保税に係る差し押さえ世帯の実績は60世帯。所得との関連については、持ち合わせておりません。
委員	(質問) 基礎課税の特定世帯、特定継続世帯の比率を教えてください。 特定継続世帯の金額が上がっている理由を教えてください。 また、将来的にこれらの世帯が一本化されることはありますか。
事務局	(回答) 令和2年10月の特定世帯は、5,342世帯中664世帯、割合は12% 特定継続世帯は、93世帯で割合は、1.7%です。 後期高齢者医療制度が開始した時に制度化されました。 高齢者世帯の中で一人が後期高齢者医療制度に移行された時の保険税の緩和措置として、特定世帯は1/2の軽減、特定継続世帯は1/4の軽減が設けられたものです。そのため軽減割合が異なることにより、違いがあります。 今のところこれらの世帯が一本化されることはありません。
委員	(質問) 後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額が上がっている。 理由は何か。
事務局	(回答)

	介護納付金は２号被保険者が納めるものであります。 介護保険に係る給付を補う割合として、50%は公費で50%は保険料で補います。その保険料50%のうち23%は１号被保険者の保険料で、27%は２号被保険者の保険料で補うこととなります。 介護保険の給付額が増えれば、介護納付金の額も上がります。 後期高齢者支援金課税額に対しても、給付を補う仕組みとして、11%が後期高齢者の保険料、47%が公費、42%が現役世帯の保険料となっています。給付額が増えれば、現役世帯の負担が増えるということになります。
委員	（質問） モデルケースをみると右端に７割軽減、５割軽減とありますが、均等割平等割の軽減分ですか。
事務局	（回答） 均等割、平等割の軽減ということです。 全体としては、一人当たり年間約4,000円の増額となります。
委員	（質問） 令和３年の所得控除は、65万から55万円になるということですか。
事務局	（回答） 令和３年１月から所得控除が変わります。基礎控除額が10万円上乘せられて、基礎控除後の課税所得金額は変わらないように調整されています。 比較するため令和２年度と令和３年度のそれぞれの所得金額で試算してあります。
委員	（意見） 国民健康保険の方は、農業、自営業、パートの方で、所得の少ない方が多いと思います。そのため保険税が上がるのは反対です。
会長	ほかに質問は、よろしいですか。 質問が無いようでありますので、「東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」採決を行います。 本件について、ご承認いただける委員は、挙手をお願いします。
委 員	（挙手多数）

会長	挙手多数でございますので、議題(1)については、承認することと決しました。 続きまして、議題(2)「令和３年度東郷町国民健康保険特別会計歳入歳出予算（案）について」事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料に基づき説明) 【資料２】
会長	ただいま、事務局から議題(2)につきまして説明がありましたが、ご質問がある方は、挙手をお願いします。
委員	(質問) 支出の部の保健事業費について、特定健康診査の受診数の令和３年度の計画の数値と令和２年度の実績を教えてください。
事務局	(回答) 令和３年度の特定健康診査の計画は2,900人と考えています。 令和２年度の実績は2,310人の受診数、計画は3,000人、受診率は38.67%です。速報値です。 令和元年度の受診者は2,853人で、受診率は46.74%。今年度はコロナの影響で健診控えが生じていると思われます。 今年度は、バスを使用して行う集団健診が密になってしまうことで、できなかったことの影響も考えられます。 令和３年度は、集団健診の１回当たりの受診者数を縮小し、実施したいと考えています。
委員	(質問) コロナ対策の傷病手当金の条例改正を行いましたが、令和３年度は予算に計上されていない。現在自粛期間となっている状況から、給付が必要と思われる。令和３年度に行うとなったら、条例改正が必要ではないか。
事務局	(回答) 条例によって制度を作りましたが、期間は規則で定めています。国の状況を見て、必要であれば規則を見直し、予算は補正で対応していきます。
委員	(質問) 規則の最終決裁は町長ですか。

事務局	(回答) 規則の最終決裁は町長です。
委員	(質問) 繰入金が増えている。繰入金を減らさないでほしい。要望です。 繰入金、基金繰入金と一般会計繰入金との使途の違いを教えてください。 一般会計の繰入金が、3,800万ほど減っているが、減していなければ、負担増になっていないと思われる。どの市町村も繰り入れしてもらっていると思う。
事務局	(回答) 財政調整基金繰入金は、決算剰余金が出た時に基金に積んでおります。国民健康保険において不測の事態が生じた際に使用する目的で積んでおります。 一般会計繰入金の中には、法定繰入金とその他一般会計繰入金があります。法定繰入金とその他一般会計繰入金で歳入の財源を確保しますが、その他一般会計繰入金は財政当局と調整しています。 国から赤字補填の繰り入れはしないように指示がされています。 他市町村では、愛知県の示された保険税額にしているところもあります。
委員	(質問) 保険給付費を減らすために何を行うか教えてください。
事務局	(回答) 保険給付費を減らすには、予防に力を入れることが必要です。 特定健診の受診者を増やすことと健診をうけた後、生活習慣病が疑われる方への保健指導や継続受診が必要な方への受診勧奨を行います。 特定保健指導では、対面方式に加え、スマホによるＩＣＴを使った保健指導を新規事業に挙げています。 また、管理栄養士の職員の雇用をし、生活習慣病予防の具体的な栄養相談を実施します。糖尿病性腎症重症化予防の保健指導も10人予算化しています。 後発医薬品の推進についても、町内薬局の方と協力しお薬手帳の普及活動を行ったり、健保組合と協力し後発医薬品の周知を行う予定です。
委員	(質問) コロナ禍の影響による収納率の見通しはどうなっていますか。

事務局	(回答) 令和３年度の収納率は95%と見込んでいます。令和２年12月末までの収納率の実績は昨年度と比較して若干上まっていますので、コロナの影響は今のところ起きていないと思われます。 ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方の減免の申請を受け付けており、40件ほどありますので、全体の調定額の減少はあります。
委員	(質問) 透析への移行を遅らせるための糖尿病性腎症重症化予防の保健指導について、どのような効果がありましたか。
事務局	(回答) 今年度９人の方が糖尿病性腎症重症化予防の保健指導を受けています。現在において、指導継続中ですので今年度末には効果が判明すると思います。 昨年度については、５名の方が参加され、検査データの改善が見られています。HbA1cの減少が見られた方が８割、残りの方はHbA1cの数値は維持となりましたが、生活内容の改善はされています。
会長	ほかに質問は、よろしいですか。 質問が無いようでありますので、「令和３年度東郷町国民健康保険特別会計歳入歳出予算（案）について」採決を行います。 本件について、ご承認いただける委員は、挙手をお願いします。
委員	(挙手多数)
会長	挙手多数でございますので、議題(2)は、承認することと決しました。 本委員会に諮問された２案件については、いずれも承認されましたので、町長に対して「原案のとおり承認する」こととして答申いたします。 以上で、本日の議題は終了しましたので事務局へお返しします。
事務局	以上で議題が終了しましたので、傍聴者の方は、ご退室をお願いします。 また、会議資料につきましては、事務局にお返してください。 なお、会議資料は、近日中に町ホームページに掲載いたします。 (傍聴者退室)

事務局	次第の３、その他へ進みます。 東郷町国民健康保険税条例の一部改正について、担当から報告させていただきます。
事務局	(資料に基づき説明) 【資料３】
事務局	この件については、12月議会で議決されました。 ほかに委員の方でご意見のある方はいらっしゃいますか。
委員	情報提供資料説明
事務局	以上で、本日の議題は全て終了いたします。 令和２年度の運営協議会は、今回が最後となりますが、皆さまの任期は、令和４年４月30日までとなっております。次回、令和３年度第１回の開催につきましては、令和３年７月下旬を予定しており、後日、正式な開催のご案内を送付させていただきます。 以上をもちまして、令和２年度第４回東郷町国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

議事録署名

署名 _____

署名 _____